道路法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十五号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第八項、第二十七条第三項並びに第四十八条の十九第二項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項の表第十七条第六項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項の項中「第十七条第六項」の下に「及び第七項」を加え、同条第七項を「同条第八項」に改め、同項の表第十七条第六項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項の項中「第十七条第六項」の下に「及び第七項」を加え、同条第三項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項の表第四十九条の項中「歩道の新設等」を「第十七条第四項に規定する歩道の新設等」に改め、同表第七十五条第二項の項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第四項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「法第四十八条の十九第一項」を「法第十七条第七項」に、「同条第三項」を「同条第八項」に改め、同項の表第二条第二項第二号、第六号及び第七号の項中「第七号」の下に「、第二十条第一項及び第二項」を加え、同表第十八条第一項の項の次に次のように加える。

第十九条の二第一項	及び第五十四条の二において「共用管理施設関係道路管理者」という。）又は国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者（第五十四条の二第一項において「共用管理施設関係道路管理者等」と総称する。）

第一条の七第五項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段の項中「第二十一条」を「第二十条第五項、第二十一条」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十条第六項	道路管理者と	道路管理者等と

第一条の七第五項の表第四十七条の二第二項の項中「第四十八条の十九第一項」を「第十七条第七項」に改め、同表第五十四条の二第一項の項中「共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者」を「共用管理施設関係道路管理者等」に改め、同条に次の一項を加える。

6　法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）
	道路管理者	道路管理者等
第二十二条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段		
第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項
第四十七条の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
第四十七条の五第一項	道路管理者は、第四十六条第一項	第四十六条第一項
	場合においては	道路管理者等は
	、道路管理者	、道路管理者等
第四十八条の二十一第一項及び第三項	、利便施設協定を	、道路管理者等が利便施設協定を

第二条第一項第五号中「第四十八条の十九第一項」を「第十七条第七項」に改め、同項に次の一号を加える。

六　法第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持第四条の三第一項中「法」の下に「第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法」を加える。